
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **外貨換算**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 10 月の IASB 会議で議論を行うことが予定されている外貨換算に関するペーパーについて、概要及び事務局による気付事項をまとめたものである。外貨換算については、2014 年 12 月に予定されている ASAF 会議において議論を行うことが予定されていることから、今回の ASAF 対応専門委員会では、概要及び事務局による気付事項について、ご質問やご意見をいただくことを予定している。

II. 背景

IASB 会議（2014 年 10 月）における外貨換算に関するペーパー

2. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、当初、1983 年に国際会計基準委員会（IASB）によって公表されたものであり、その後、比較可能性プロジェクトの一環で 1993 年に改訂された上で IASB により採択されて以降、大幅な変更がされていない。
3. これに対して、2011 年に、韓国の会計基準設定主体（KASB）より、外貨建取引の機能通貨への換算に関する現行の会計基準は、金融危機に起因して外国為替レートが著しく変動した場合、経済的実態を反映しない可能性があるという懸念が IASB に示された。その後、新興経済国グループ（EEG）やアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）会議においても、同様の懸念が KASB を中心として示された。こうした動向を踏まえ、IASB は、2012 年 5 月に外貨換算をリサーチ・プロジェクトの一つに識別している。
4. 2014 年 10 月の IASB 会議では、KASB による提案と IFRS 解釈指針委員会における最近の検討をベースに、次の論点について IASB スタッフによる検討が示されている。
 - (1) KASB からの提案を踏まえ、限定的で稀な状況（例外的で一時的な外的なショックによって、重要な外国為替レートの変動があるような場合）において、外貨建の長期の貨幣項目について決算日の終レート(closing rate)の代替的なレートの使用を要求又は許容するように、IAS 第 21 号に限定的な改訂を行うべきか否か
 - (2) KASBからの提案を踏まえ、IAS第 21 号について、より包括的な見直しを行う

べきか否か（特に、外国為替項目の機能通貨への換算について、換算目的及び手法を概念的見解から明確化すること¹⁾）を行うべきか否か

(3) IFRS 解釈委員会（IFRIC）等により検討された IAS 第 21 号の限定的修正に関する論点について対応を行うべきか否か

5. 上記について、IASBスタッフからは、原則として、特段の対応を行うべきでないという提案が示されている²⁾。
6. 上記提案による場合、IASB は、外国為替の換算に関するプロジェクトをリサーチ・プロジェクトのリストから除去することになる。なお、リサーチ・プロジェクトのリストから除去することは、IASB が IAS 第 21 号の検討を全く行わないことを意味するものでなく、むしろ、これによって、IFRIC は論点毎にコスト便益を踏まえ、解釈の要請について検討することができるようになるほか、IASB は、IAS 第 41 号「農業」の修正で行ったような限定的修正についての検討をより広く行うことができるようになる」と説明されている。

KASBによるIAS第21号の限定的修正の提案

7. 2011 年 12 月に、IASB は、KASB から限定的で稀な状況（例外的で一時的な外的なショックによって、重要な外国為替レートの変動があるような場合）において、外貨建の長期の貨幣項目について決算日の終レートの代替的なレートの使用を要求又は許容するように、IAS 第 21 号に限定的な改訂を行うべきという提案を受けている。
8. IAS 第 21 号（23 項）では、すべての外貨建て貨幣項目について、各決算日の終レートで機能通貨への換算を行うことが要求されており、終レートは、各決算日の直物為替レートを指すとされている。
9. 当該要求事項について、KASB から、特に新興経済国の企業から、外国為替レートが通常を超えて変動的(unusually volatile)になるような金融危機の状況において、長期契約の換算のために異なる為替レートが使用されるべきという提案がされている旨が説明されている。当該企業からは、金融危機の状況において長期の貨幣項目について重要な為替レートの変動を認識することは、これらの残

¹ KASB は、2011 年に本件に関するリサーチ報告書を公表しているほか、「アジェンダ協議 2011 年」に対するコメントにおいて、リサーチ報告書における提案を補完している。

² 但し、IASB スタッフからは、次の事項については、対応を行う可能性があると考えられている。

- (1) ベネズエラにおける外国為替の制限やハイパーインフレーションに関する論点（2014 年 11 月の IFRIC 会議における議論を踏まえた上で決定）
- (2) 外国子会社への投資の部分的な処分に関する累積的換算調整額の組替表示に関する論点（IASB スタッフは、概念フレームワークにおける検討を踏まえて検討を行うように IASB に提案している。）

高が機能通貨で最終的に決済される金額で忠実に表現しないという見解が示されている。

10. KASB からは、IAS 第 21 号に、次の修正を行う旨が提案されている。

(1) 終レートが為替に影響を与える将来事象について市場の最善の見積り (market's best estimate of future events that affect currency) を反映しないような稀な状況において、終レートへの代替的なレートを要求又は許容されるべきである。

(2) 「稀な状況」は、次の双方を満たす状況を指す。

- ① 外国為替市場が「薄い市場 (thin market)³」(当該市場は、多くの個人の参加者でなく少数の市場運営者によって支配 (dominate) されている市場、又は、少量の需要と供給が取引価格に対して重要な影響を与える市場) である。
- ② 例外的で一時的なショック (例えば、金融危機) に起因する重要な為替レートの変動がある。

(3) 代替的レートは、次のモデルをベースに算定しうる。

- ① 過去のレートをベースに調整するモデル (過去のデータから得られた長期のトレンドを用いて為替レートを決定するモデル)
- ② 予想レートモデル (将来事象の最善の見積りを反映しつつ、長期項目に対する通常のレートを反映するように為替レートを決定するモデル)

11. KASB が、上記の提案を行った理由は主に次の通りである。

(1) IAS 第 21 号には結論の根拠が示されておらず、決算日の直物為替レートで貨幣項目について換算を行うこととした理由は記載されていないが、KASB は決算日の直物為替レートを使用すること自体は原則ではないと考えている。

(2) KASB の見解によると、外貨建貨幣項目の受領又は決済において将来レートの最善の見積りを反映するレートを用いて外貨建貨幣項目の換算を行うことが適切な原則であり、殆どのケースでは、直物為替レートは将来事象の最善の見積りを反映する (当該アプローチは、IAS 第 36 号「資産の減損」で使用価値の算定における直物レートを使用する要求事項に関する考え方 (詳細: 参

³ KASB のリサーチ報告書では、外国為替市場は、通常、IFRS 第 13 号における「活発な市場 (active market)」の定義は満たすものの、IAS 第 19 号「従業員給付」において退職後給付債務の割引計算に使用される割引率として、期末時点の優良社債について厚みが存在する (deep market) 場合、国債の市場利回りを参照することとされている点を指摘するとともに、「厚みのある市場」との対比から「薄い市場」の概念が考えうるとしている。

考資料 1 参照) と整合している⁴。)

- (3) 薄い市場における直物レートは、企業のキャッシュ・フローの将来の経済的便益に関する市場の最善の見積りを反映しないほか、金融危機における多くの新興経済国の為替レートの変動は市場の薄さに起因する。
12. 上記に加え、KASB は、次の事項について更なる議論やリサーチが必要としている。
- (1) 経済の領域におけるリサーチを用いた、外国為替市場の詳細な仕組みに関する更なる検討
- (2) 「薄い市場」であることを判定する際の具体的な指標の開発
- (3) 「代替的なレート」の特徴の判断
13. なお、本件については、「アジェンダ協議 2011」に対して 43 通のコメントが寄せられており、そのうち半数は本件を重要な項目としていたが、残りの半数は本件を優先順位が低いものとしていた。
14. KASBによる上記提案について、IASBスタッフからは、直物レートが将来事象の最善の見積りを反映するほか、稀な状況に対応するための基準開発に要するコストが便益と合わない等の理由から、特段の対応を行わないという提案がされている。

KASBによるIAS第 21 号の包括的な見直しの提案

15. KASB は、上記限定的な修正提案と併せて、IAS 第 21 号の包括的な見直しの提案を行っている。KASB の包括的な提案において、次の事項に関連して、換算の要求事項について概念的な根拠を明確にすることが必要とされている。
- (1) 限定的な修正提案に関連して示されている懸念や相反する見解の解決に資すること
- (2) IAS 第 21 号の要求事項に十分な理由が示されていないことを踏まえ、将来的な選択肢の有用性について見直しを行う基礎を提供すること
16. 具体的には、KASB のリサーチ報告書において次の論点が識別されている。
- (1) IAS 第 21 号の要求事項の目的
- (2) 外貨建取引が概念フレームワークにおける構成要素の測定基礎の議論とどのように関連するか
- (3) 貨幣性項目と非貨幣性項目の識別に関する理論的根拠や具体的方法について明確化を行うこと

⁴ IAS 第 36 号 第 54 項及び BCZ 第 47 項を参照。

- (4) 外貨建損益の認識に関する概念的な根拠を明確化すること（例えば、貨幣性項目の換算損益を直ちに純損益に認識する一方、純投資の換算による損益をOCIに認識することとされている。）
- (5) 次の点について検討を行うこと。
- ① 在外事業(foreign operation)の定義が単独の法的企業だけを参照するものか否か
 - ② 公正価値ヘッジに関するリンク表示(linked presentation)を要求又は許容すべきか（貸借対照表において、長期の船の建造契約について公正価値ヘッジを適用する際、リンク表示を行うことによって、ヘッジ活動の経済的実態をより適切に反映するだろうという主張がKASB及び韓国の船主協会からされている。）
17. また、KASBからのアジェンダ協議 2011 への回答において次の論点が識別されている。
- (1) 当初認識後における外貨建取引の換算に関する概念的な基礎は次のいずれか。
 - ① 換算は、機械的な変換であり、測定ではない。
 - ② 換算は、資産又は負債自体の測定基礎とは別個の測定基礎である。
 - ③ 換算は、資産又は負債の測定に利用される同一の測定基礎の一部である。
 - (2) 概念的基礎を踏まえると、事後報告において、どの為替レートを使用すべきか。
 - (3) 外貨換算差額はどこに認識されるべきか。
18. KASBによる上記提案について、IASBスタッフからは、次の理由から、IAS第 21 号の概念的な根拠について包括的な見直しを行わず、ニーズが生じた場合に限定的な修正を行ってはどうかという提案がされている。
- (1) IAS 第 21 号は、全体として、外貨建取引についてうまく機能しているほか、適切に理解されている。
 - (2) IAS 第 21 号の概念的な根拠について包括的な見直しが必要という明確なニーズは示されていないほか、見直しを行う場合、相当な時間やインプットを必要とする。
 - (3) IASB 及び IFRIC のリソースをより効率的に利用する方法は、IAS 第 21 号のうち、関係者から指摘された懸念について個別的な対応を行うことであろう

と考えられる。

その他の提案

19. IAS 第 21 号に関連して、IFRIC に次の論点が提示された上で、アジェンダとして取り上げないこととされている。このため、2014 年 10 月の IASB 会議において、外貨換算に関する検討を行うにあたって、これらについて更なる検討を行うか否かについて IASB スタッフによる分析が示されている。

- (1) 外貨建取引の再測定及び在外事業の換算に使用する為替レート
- (2) 投資の返済及び外国為替換算リザーブ
- (3) 投資持株会社の機能通貨の決定

(外貨建取引の再測定及び在外事業の換算に使用する為替レート)

20. 2003 年 4 月の IFRIC 会議において、複数の為替レートが入手可能な場合、外貨建取引の再測定及び在外事業の換算において、どの為替レートを使用すべきかについて議論された。当時、2001 年から 2003 年の年次改善プロジェクトにおいて、必要な指針が追加されており、追加の措置は必要ないという結論が下されている。

21. これに関して、2014 年 7 月の IFRIC 会議において関連する論点が議論されているが、複数の為替レートが入手可能な場合の論点は基本的に対応がされていると考えられるため、特段の対応は不要との見解が示されている。

(投資の返済及び外国為替換算リザーブ)

22. 2010 年 9 月の IFRIC 会議において、外国為替換算リザーブ (TA) が投資の比例的割合が変わっていない場合でも、その絶対額が減少している場合、TA の一部について純損益に組替表示を行うべきかについて議論された。当時、IFRIC は、本件について適時に合意に達することは難しいとして、本件を取り上げないこととしたが、2011 年以降に検討することが可能な論点として IASB に提案した。

23. これに関して、IASB スタッフからは、本件の明確化について強い見解は聞かれないうこと、概念フレームワークのプロジェクトにおいて純損益と OCI の論点について検討がされていることを踏まえ、現時点では特段の対応をとらず、概念フレームワークの見直しが完了した後に、検討してはどうかとの見解が示されている。

(投資持株会社の機能通貨の決定)

24. 2010 年 3 月の IFRIC 会議において、投資持株会社が個別財務諸表において機能通貨を決定する際に、子会社の経済環境を考慮すべきかについてガイダンスを公表すべきかについて議論された。IAS 第 21 号に基づいて機能通貨を決定する際には判断が必要とされるほか、IAS 第 21 号の第 9 項から第 14 項に記載されているすべ

での指標を考慮することが必要とされている。このため、当時、IFRIC は、ガイドランスを公表するとすれば、その性質は解釈というよりも適用指針のようなものになりうるという理由から、本件を取り上げないこととしている。これに対して、2通のコメント・レターが提出されており、IAS 第 21 号は持株会社の機能通貨を決定する上で困難という見解が示されていた。

25. これに関して、IASBスタッフからは、上記理由のほか、本件の明確化について強い見解は聞かれないことから、特段の対応は行わないという提案が示されている。

III. ASBJ 事務局による気付事項

26. 上記に関する ASBJ スタッフによる気付事項は、次の通り。

(1) 限定的で稀な状況において、外貨建の長期の貨幣項目について決算日の終レート(closing rate)の代替的なレートの使用を要求又は許容するように、IAS 第 21 号に限定的な改訂を行うことは、次の理由から、特段不要と考える。

- ① 現時点において、限定的な対応を必要とするようなニーズが広く示されていないこと
- ② 仮に、決算日における直物為替レート以外の方法で換算を行うことを要求又は許容する場合、換算方法について概念的な根拠を明らかにすることが必要であり、限定的な改訂での対応は適切と考えられないこと

(2) IAS 第 21 号について、外国為替項目の機能通貨への換算について、換算目的及び手法を概念的見解から明確化するように検討を行うことは、次の理由から、少なくとも中長期的には必要と考える。

- ① IASB は、概念フレームワークのプロジェクトにおいて、外貨換算については一つの基準 (IAS 第 21 号) で対応されているため、概念フレームワークで明らかにする必要はないと説明しているが、その場合、当該基準において、考え方を明らかにすることが必要と考えられること
- ② 測定と換算は、金利リスクと為替リスクという相互に影響を与える要素を取り扱っている一方、両者の取扱いに整合的でない領域が存在すること
- ③ 換算の方法と換算差額の認識については、IFRS、米国基準、日本基準において異なる方法が一部に存在すること

(3) IFRIC 等により検討された IAS 第 21 号の限定的修正に関する論点のうち、機能通貨の決定の要求事項については、次の理由から、適時に対応を行うべきと考える。

- ① IFRS における機能通貨の決定は、米国基準と比較しても、硬直的な階層を示していると考えられること（例えば、原材料費や労務費等に影響を与える通貨と配当や税金の支払等の財務活動が行われる通貨で差異がある場合における取扱いについて）
- ② IASB スタッフから識別されている持株会社における実務上の困難さに加え、我が国関係者から、機能通貨の決定について強い懸念が聞かれており、ASBJ からも「アジェンダ協議 2011」への回答において、この点についてIASB に必要な措置をとるよう、提案を行っていること
- ③ 限定的な修正を行うことで対応が可能であり、概念的なリサーチを待つ必要はないほか、必要とされるリソースは限定的であること

ディスカッション・ポイント

ASAF 会議（2014 年 12 月）に向けて、ASBJ 事務局による気付事項について、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以 上

IAS第 36 号における関連する要求事項及び結論の根拠

Foreign currency future cash flows

54 Future cash flows are estimated in the currency in which they will be generated and then discounted using a discount rate appropriate for that currency. An entity translates the present value using the spot exchange rate at the date of the value in use calculation.⁵

**Value in use estimated in a foreign currency
(paragraph 54)**

BCZ46 In response to comments from field test participants, paragraph 54 of IAS 36 includes guidance on calculating the value in use of an asset that generates future cash flows in a foreign currency. IAS 36 indicates that value in use in a foreign currency is translated into the reporting currency⁶ using the spot exchange rate at the balance sheet date.

BCZ47 If a currency is freely convertible and traded in an active market, the spot rate reflects the market's best estimate of future events that will affect that currency. Therefore, the only available unbiased estimate of a future exchange rate is the current spot rate, adjusted by the difference in expected future rates of general inflation in the two countries to which the currencies belong.

BCZ48 A value in use calculation already deals with the effect of general inflation since it is calculated either by:

- (a) estimating future cash flows in nominal terms (ie including the effect of general inflation and specific price changes) and discounting them at a rate that includes the effects of general inflation; or
- (b) estimating future cash flows in real terms (ie excluding the effect of general inflation but including the effect of specific price changes) and discounting them at a rate that excludes the effect of general inflation.

BCZ49 To use a forward rate to translate value in use expressed in a foreign currency would be inappropriate. This is because a forward rate reflects the market's adjustment for the differential in interest rates. Using such a rate would result in double-counting the time

⁵ Extracted from IAS 36 *Impairment of Assets*.

⁶ In IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, as revised by the IASB in 2003, the term 'reporting currency' was replaced by 'functional currency'.

value of money (first in the discount rate and then in the forward rate).

BCZ50 Even if a currency is not freely convertible or is not traded in an active market—with the consequence that it can no longer be assumed that the spot exchange rate reflects the market's best estimate of future events that will affect that currency—IAS 36 indicates that an enterprise uses the spot exchange rate at the balance sheet date to translate value in use estimated in a foreign currency. This is because IASB believed that it is unlikely that an enterprise can make a more reliable estimate of future exchange rates than the current spot exchange rate.

BCZ51 An alternative to estimating the future cash flows in the currency in which they are generated would be to estimate them in another currency as a proxy and discount them at a rate appropriate for this other currency. This solution may be simpler, particularly where cash flows are generated in the currency of a hyperinflationary economy (in such cases, some would prefer using a hard currency as a proxy) or in a currency other than the reporting currency. However, this solution may be misleading if the exchange rate varies for reasons other than changes in the differential between the general inflation rates in the two countries to which the currencies belong. In addition, this solution is inconsistent with the approach under *IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies*, which does not allow, if the reporting currency⁴ is the currency of a hyperinflationary economy, translation into a hard currency as a proxy for restatement in terms of the measuring unit current at the balance sheet date.⁷

⁷ Extracted from the Basis for Conclusions on IAS 36.